

仲 裁 判 断

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2009-001

申 立 人 : X

被 申 立 人 : P 市軟式野球連盟

被申立人代理人 : A

B

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、次のとおり判断する。

- (1) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームはマルハンドリームカップ全国草野球トーナメントに出場できない。」との決定を取り消す。
- (2) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームは新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会に出場できない。」との決定を取り消す。
- (3) 平成21年2月28日に開催された被申立人の理事会（役員会議）においてなされた「申立人を不適格者とする。」との決定を取り消す。
- (4) 申立料金5万円は、被申立人の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人は次のとおりの仲裁判断を求めた。

- (1) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームはマルハンドリームカップ全国草野球トーナメントに出場できない。」との決定を取り消す。
- (2) 平成21年3月20日に開催された被申立人の定期評議員会議においてなされた「被申立人の登録チームは新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会に出場できない。」との決定を取り消す。
- (3) 平成21年2月28日に開催された被申立人の理事会（役員会議）においてなされた「申立人を不適格者とする。」との決定を取り消す。
- (4) 申立料金5万円は、被申立人の負担とする。

- 2 被申立人は次のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 申立人の請求(1)(2)及び(3)は、いずれも却下ないし棄却する。
 - (2) 申立料5万円は、申立人の負担とする。

第2 仲裁手続の経緯

- 1 2009年5月26日、申立人は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「機構」という。)に対し、上記第1.1記載の仲裁判断を求める趣旨の「仲裁申立書」及び資料1ないし12を提出して、本件仲裁を申立てた。
- 2 同日、機構は、本件仲裁申立てを受けて、申立人と被申立人との間に申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意があるか(スポーツ仲裁規則第2条2項)、または競技団体の規則中に競技者等からの不服申立て等についてスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めているか(同規則同条3項)について調査したところ、被申立人の上部団体である財団法人全日本軟式野球連盟規程第14条において「連盟のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。」と定められ、同規程第15条において「支部は、この規程に準拠し、支部規約を定めなければならない。」と定められているため、同連盟の末端支部に該当する被申立人はこの規定に従うものと判断し、スポーツ仲裁規則第15条1項に定める確認を行ったうえで、仲裁合意が成立したものとみなし、本件仲裁申立てを受理し、仲裁人選任手続を開始する旨を申立人及び被申立人に通知した。
- 3 同年6月10日、機構は、申立人の請求(2)に関し、事態の緊急性に鑑み、極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、スポーツ仲裁規則第50条に定める緊急仲裁手続によることを決定するとともに、同規則同条3項但書に定める特段の事情があると認め、仲裁人を3名とすることを決定し、申立人及び被申立人に通知した。
- 4 同日、機構は、申立人及び被申立人がそれぞれ仲裁人選定を機構に一任したため、申立人選定仲裁人として竹之下義弘を、被申立人選定仲裁人として大作晃弘を選定し、両名は第三仲裁人として川添丈を選定したため、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
- 5 同日、被申立人は、機構に対し、代理人Aに対する委任状を提出した。
- 6 同月11日、本件スポーツ仲裁パネルは、第1回協議を行い、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」として、申立人及び被申立人に対し、それぞれ追加資料の提出を求める旨を決定し、通知した。
- 7 同月12日、申立人は、機構に対し、資料4の不足部分、資料13及び14を提出した。
- 8 同日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定(2)」として、同月20日午前10時からP県P市において審問を開催することを決定し、申立人及び被

申立人に通知した。

- 9 同月16日、被申立人は、機構に対し、答弁書、資料1ないし9、追加資料1及び表1を提出した。
- 10 同月18日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日準備のために第2回協議を行った。
- 11 同月19日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」として、審問期日の午前11時30分からCに対する証人尋問を実施することをスポーツ仲裁規則第32条2項に基づき決定し、申立人及び被申立人に通知した。
- 12 同月20日、申立人は、機構に対し、資料15を提出した。
- 13 同日、被申立人は、機構に対し、代理人Bに対する委任状及び「その他の答弁等について」と題する書面を提出した。
- 14 同日、午前10時、本件スポーツ仲裁パネルは審問を開始した。申立人側は申立人本人、被申立人側は代理人A及び同Bが出席した。
- 15 同日、午前11時30分から午後0時20分まで、本件スポーツ仲裁パネルはCに対する証人尋問を実施した。
- 16 同日、午後4時10分、本件スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理の終結を決定した。
- 17 同日、午後4時50分、本件スポーツ仲裁パネルは、協議を行ったうえで緊急仲裁手続にかかる申立人の請求(2)に関する仲裁判断を口頭で告知した。

第3 事案の概要

1 当事者

(1) 申立人

申立人は、被申立人に正会員として加盟するチームであるP愛球クラブの代表者であった者であり、被申立人の理事であった者である。

(2) 被申立人

被申立人は、財団法人全日本軟式野球連盟のP県を統括する支部であるP県軟式野球連盟のP支部であり、P市内及びQ内を地域とする財団法人全日本軟式野球連盟の末端支部である。

2 本件紛争の概要

(1) 請求(1)及び(2)について

本件の請求(1)及び(2)は、申立人が、被申立人に対し、被申立人の会員である加盟チームないし所属選手が、被申立人以外の他の団体が主催する軟式野球の大会である「マルハンドリームカップ全国草野球トーナメント」と「新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会」へ出場することを認めるよう求めたのに対し、被申立人が平成21年3月20日に開催された定期評議員会議においてこれらを認めない

旨を決定したため、その決定の取消を求めた事案である。

(2) 請求(3)について

本件の請求(3)は、上記請求(1)及び(2)に関する被申立人の役員会議及び定期評議員会議の審議の過程における申立人の言動を理由に、被申立人が申立人をP市軟式野球連盟規約第15条または第41条に基づき「不適格者」と認めて資格を喪失させたため、申立人が代表者を務めていたP愛球クラブは被申立人主催の大会に出場するためにチーム名及び代表者変更の手续をとらざるを得なくなったとして、申立人を「不適格者」と認めて資格を喪失された決定の取消を求めた事案である。

3 本件に至る経緯

(1) 平成20年4月5日、被申立人の平成20年度定期評議員会議が開催され、被申立人加盟チームないし選手が被申立人以外の団体が主催する大会に出場する場合には、被申立人に申請してその承認を求めることが必要であることを確認した。

同月8日、申立人は、被申立人に対し、被申立人以外の団体が主催する大会である「マルハンドリームカップ全国草野球トーナメント」及び「新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会」に被申立人加盟のチーム及び選手の出場の承認を求める書面を提出した。

同月15日、被申立人の平成20年度第2回役員会議において、申立人が提出した書面による出場承認申請について審議し、前記定期評議員会議における確認に基づき、申立人が提出した書面及び関係資料では内容が不足しているため判断が困難であるとして、申立人に改めて関係資料の提出を求めたうえ、再度協議することとした。

(2) 同年5月17日開催の被申立人の平成20年度第3回役員会議、同年5月28日開催の被申立人の平成20年度第4回役員会議、同年7月17日開催の被申立人の平成20年度第5回役員会議においても、申立人からの前記両大会への出場承認申請について継続審議を行ったが、申立人からの事情説明ないし関係資料の提出がないとして、結論を保留して継続審議とされた。

(3) 平成21年2月28日、被申立人の平成21年度第1回役員会議が開催され、前記両大会への出場承認申請について審議が行われた。同会議においては、前記両大会への出場承認可否について採決することとなり、申立人に対して利害関係人として一時退席することが求められたが、申立人が退席に応じようとしなかったため、議長が申立人に対して退席を命じ、申立人が退席した後に投票により採決が行われた。採決の結果、投票者全員の反対により、前記両大会への出場を承認せずに「当面様子を見る」ことが確認された。

また、被申立人は、同会議において、退席を命じられた申立人が退席したまま帰宅したことをもって、議案提案の当事者でありながら理事の任務を放棄したとして

申立人に対する問責を審議し、申立人を P 市軟式野球連盟規約第 15 条または第 41 条に基づき「不適格者」として資格を喪失させることを決議した。

- (4) 同年 3 月 20 日、被申立人の平成 21 年度定期評議員会議が開催され、P 市軟式野球連盟規約の一部改正が審議され、第 15 条の改正を含む改正案を原案どおり満場一致で可決した。

また、被申立人は、同会議において、同年 2 月 28 日開催の役員会議において確認した被申立人加盟チーム及び選手の前記兩大会への出場を承認せずに「当面様子を見る」ことについて報告がなされ、その内容を承認した。

- (5) 同日の定期評議員会において、申立人が議長の制止にもかかわらず発言を続けたとして議長から退場を命ぜられたため、申立人が代表者を務める P 愛球クラブの C から、同クラブは今後被申立人の主催する大会に出場できないのかとの質問がなされ、これに対して被申立人 A 理事長（当時）は同クラブが出場できないこと、及び出場するためにはチーム名称と代表者の変更が必要である旨回答し、その回答内容について承認された。

- (6) 同年 4 月 6 日ころ、同クラブ C は、前記 A から電話を受け、同人から「P 愛球クラブのチーム名を変えること、代表者を替えること、前代表者である申立人は今後一切チームと関わりをもたないことを文書で提出してほしい。」との要請を受けた。

同月 12 日、C は、同年 3 月 20 日開催の定期評議員会議においてチーム名及び代表者の変更が必要であると確認されたこと、並びに前記 A から電話で要請を受けたことに基づき、チーム名及び代表者名の変更届出の書類を被申立人に提出し、同時に申立人とは一切の関わりなくチーム運営・活動する旨の誓約を含む誓約書を被申立人に提出した。

4 申立人の主張

(1) 請求 (1) 及び (2) について

- ① 「マルハンドリームカップ全国草野球トーナメント」は、財団法人全日本軟式野球連盟が後援し、P 県軟式野球連盟が認める大会であるため、被申立人は加盟チーム及び選手の出場を認めるべきである。
- ② 「新日本スポーツ連盟全国軟式野球大会」は、P 県軟式野球連盟が認める大会であるため、被申立人は加盟チーム及び選手の出場を認めるべきである。
- ③ 被申立人が出場承認の根拠とする P 市軟式野球連盟規約第 38 条「正会員たるチーム及びその構成員は、営利的・宣伝的・政治的などの効果を求めるような目的で開かれる大会に出場することができない。但し、本連盟が認めた大会は、この限りでない。」との規定は、財団法人全日本軟式野球連盟規程第 3 条 3 項及び第 15 条に違反する規定である。
- ④ 平成 21 年 2 月 28 日開催の平成 21 年度第 1 回役員会議は、定期評議員会議に提出する議案を審議する会議であるところ、理事である申立人に発言を許さず、

